2　法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、選定事業者を水道施設運営権者とみなして次条の規定により第十二条の二各号及び第十二条の四各号の規定を適用することとしたならばこれに掲げる要件に適合することとする。

3　法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号に関するものは、水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られることとする。

（水道施設運営等事業に関する特例）

第十七条の十二　法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして法第十四条第三項及び第五項、第二十条第三項ただし書、第二十二条、第二十二条の二第一項並びに第二十二条の四第二項の規定を適用する場合における第十二条から第十二条の四まで、第十二条の六、第十五条、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四の規定の適用については、第十二条第一号中「料金」とあるのは「料金（水道施設運営権者が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金を含む。第三号から第五号まで、次条から第十二条の四まで及び第十二条の六において同じ。）」と、第十五条第八項、第十七条第一項、第十七条の二第二項及び第三項並びに第十七条の四第一項中「水道事業者」とあるのは「水道施設運営権者」と、同条第二項中「更新」とあるのは「更新（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。）」とする。

（変更の届出）

第三十四条　（略）

2　法第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

一・二　（略）

（事業の運営の基準）

第三十六条　法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　次に掲げる行為を行わないこと。

イ　令第六条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ　（略）

六　（略）

（法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第五十一条の二　法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　水道基盤強化計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

六～八　（略）

（新設）

（変更の届出）

第三十四条　（略）

2　第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

一・二　（略）

（事業の運営の基準）

第三十六条　法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　次に掲げる行為を行わないこと。

イ　令第五条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ　（略）

六　（略）

（法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第五十一条の二　法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

六～八　（略）